

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、定款第8条（評議員の報酬等）、第21条（役員の報酬等）に定める役員等の報酬及び費用弁償を支払うについて定める。

### (定義)

第2条 役員とは理事及び監事をいう。

### (役員及び評議員の報酬)

第3条 理事長に限り定額報酬を支給し、他の役員及び評議員には支給しないものとする。

理事長定額報酬 月額 400,000円

2. 役員及び評議員が、理事会・評議員会開催日以外に理事長の命を受けて業務執行する場合は、下記の報酬を支給する。

・業務報酬 8,000円

### (理事会及び評議員会出席の報酬)

第4条 役員が理事会等に出席するとき、及び評議員が評議員会に出席するときは、下記の報酬を支給する。

・理事会出席 8,000円

・評議員会出席 8,000円

### (監事の報酬)

第5条 監事の報酬は下記の報酬を支給する。

・監査立会い 8,000円

・法人本部、施設の監査執行 8,000円

### (費用弁償)

第6条 役員研修等は旅費規定を適用する。

### (届出)

第7条 役員及び評議員がこの規定の定めるところにより報酬及び費用弁償を受けようとするときは、その理由を理事長に届けなければならない。

(支給の方法)

第8条 理事長の定額報酬の支給は「給与規程」第3条（給与の支給方法）に準じて支給する。

2. その他の役員及び評議員の支給は、その都度現金により支給する。

(受給資格)

第9条 法人の職員が理事を兼務する場合、この規定を適用しない。

本規定は、平成13年4月1日より施行する。

本規定は、平成13年5月13日より施行する。

本規定は、平成24年4月1日より施行する。

本規定は、平成29年6月25日より施行する。

本規定は、平成31年4月1日より施行する。